

実施要領「最低生活費の認定」について

1

令和7年5月12日(月)
愛知県福祉局福祉部地域福祉課
生活保護グループ 永坂

1 最低生活費の意義

2

① 個々の世帯に対する具体的な保障水準の認定

- 生活保護制度によって保障される最低限度の生活というものが個々の世帯についてどの程度の水準のものであるかは、最低生活費の認定によって具体化される。

② 保護の基準に基づく最低生活需要の測定

- 最低生活費の認定は、生活保護制度が保障しようとする健康で文化的な最低限度の生活を営むのにどの程度の費用を要するか、すなわち、その最低生活需要の測定を意味する。

1 最低生活費の意義

3

③ 生活保護基準は、保護の要否の判定基準と程度の判定基準とに区分される

- 最低生活費は、保護の要否の判定基準であるとともに、扶助費の支給の程度を決める判定基準としても用いられる。
- 保護の要否については、能力活用、資産活用等の要件を確認した上、最低生活費と収入との対比により、保護の要否が判断され、最低生活費から収入を控除したものが扶助費支給額となる。

2 最低生活費の種類等

4

- 生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭、の8つの扶助

個々の世帯についての最低生活費は、8つの扶助にかかる最低生活費を合算したもの。

(参考)最低生活費に含まれないもの

- ・救護施設入所者の施設事務費
- ・法第55条の4の就労自立給付金
- ・法第55条の5の進学準備給付金

2 最低生活費の種類等

5

① 生活扶助

- (1) 経常的一般生活費
 - (2) 臨時的一般生活費
- の2種類に分けることができる。

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

6

(1) 経常的一般生活費

- 要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用。よって、被保護者は、経常的一般生活費の範囲内で、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものである。

(2) 臨時的一般生活費

- 特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に臨時的に認定されるもの。

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

7

(1) 經常的一般生活費

- ・基準生活費(居宅、救護施設等、入院等、介護施設)
- ・加算

(2) 臨時的一般生活費

- ・被服費
- ・家具什器費
- ・入学準備金
- ・移送費 など

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

8

(1) 経常的一般生活費

・基準生活費(居宅)

【第1類】個人単位の経費(飲食物費、被服費等)
年齢別に決められている。

【第2類】世帯共通的経費(光熱水費、家具什器費等)
世帯人員別に決められている。
暖房費として冬季加算(愛知県は11月から3月)が定められている。

保護の開始、変更、停止又は廃止の決定がされた場合は、原則、日割り計算を行う。

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

9

(参考)平成30年10月の生活保護基準の見直しについて

- ・一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。
- ・減額幅が大きくなならないよう、見直し前の基準から▲5%以内にとどめる。
- ・見直しは段階的に実施された。
2018年10月、2019年10月、2020年10月
- ・直近の見直しは2023年10月

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

10

(1) 経常的一般生活費

・基準生活費(入院患者)

【保護受給中の者が入院した場合】

○入院予定期間が1か月以上の場合

→翌月の初日から入院患者日用品費を計上

○入院予定期間が1か月未満の場合

→一般生活費の変更不要

※入院期間の確認は要否意見書で

【保護受給中の者が退院した場合】

○退院の日まで入院患者日用品費を計上。居宅基準を退院の翌日から日割り計上

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

11

(1) 経常的一般生活費

・基準生活費(救護施設等)

救護施設等基準生活費(期末一時扶助費及び各種加算を含む)は、施設所在地の級地基準により計上。

ただし、2級地(明知寮(所在地:春日井市))・3級地(新生寮(所在地:半田市))に所在する保護施設については、1級上の級地基準を適用できる。

【保護受給中の者が月の中途で入所した場合】

居宅基準生活費は、救護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

12

(1) 経常的一般生活費

・基準生活費(介護施設入所者)

【対象者】

○介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)入所者

○短期入所生活(療養)介護の入所期間が1か月を超えた者

【保護受給中の者が入所・退所した場合】

月の中途での入所・退所の居宅基準生活費からの切り替えについては、入院と考え方は同じ。

※入所予定期間の確認はケアプランで

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

13

(1) 経常的一般生活費

・加算

特別な需要のある者だけに上積みすることが認められている特別な経費

※加算の種類: 妊産婦加算、障害者加算(重度障害者加算、家族介護料加算含む)、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算、母子加算

※重複調整: 障害者加算と母子加算について同一の者がどちらの加算にも該当する場合、いずれか高い加算額を算定する。

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

14

(2) 臨時的一般生活費(一時扶助)

被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、經常的最低生活費(基準生活費、加算等)の範囲内で賄われるべきものであり、基準生活費や加算等の經常的最低生活費も月々これを完全に消費すべきものということではなく、ある程度の期間を通じてのやりくりを考慮した、平均月額的な意味での基準として設定されている。

しかし、被保護者の家計規模は一般国民のものとは比べて小さく、やりくりの範囲にも限度があるため、日常生活のなかで予想外の事由による臨時多額の需要が生じた場合に対応するものとして一時扶助がある。

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

15

(2) 臨時的一般生活費(一時扶助)

○種類

被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費、その他

【被服費】

○布団類:保護開始時、長期入院・入所後退院・退所した場合などで現に使用する布団類が全くない場合等

○被服:布団類と同じ(学童服について特別の需要がある場合も)

○紙おむつ:常時失禁状態にある患者等が必要とする場合

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

16

(2) 臨時的一般生活費(一時扶助)

○種類

被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費、その他

【家具什器費】

○保護開始時、長期入院・入所後退院・退所した場合等で新たに自活しようとする場合に、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないときに炊事用具、食器等の支給が可能。

※問答集 問7-45

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

17

(2) 臨時的一般生活費(一時扶助)

○家具什器費のうち冷房器具の支給要件

被保護者世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたとき

※要件を満たさない世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやりくりの中で購入費用を賄うこととなる

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

18

(2) 臨時的一般生活費(一時扶助)

○種類

被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費、その他

【移送費】

要保護者を確実な引き取り先へ移送する場合、保護の必要
上要保護者を遠隔地の保護施設等に移送する場合など。

※生活扶助の移送費以外に、通院に伴う移送費として医療
扶助の移送費もある

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

19

(2) 臨時的一般生活費(一時扶助)

【移送費】

※手帳331頁～に16項目記載

＜R3.4.1から、以下の下線部が追加＞

- ・(シ)被保護者が出産又は妊婦健診(妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)に基づき公費負担となっている回数に限る)のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所、通院又は通所する場合
- ・(タ)被保護者が実施機関の被保護者健康管理支援事業に基づく受診勧奨による、健診(例えば、健康増進法に基づく健康診査)又は保健指導のため通院又は通所する場合

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

20

(2) 臨時的一般生活費(一時扶助)

○種類

被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費、その他

【入学準備金】

小学校、中学校に入学する児童、生徒が入学準備の為の費用を必要とする場合に認定。

○支給にあたっては、保護変更申請書を徴することなく職権で認定することも可能(問答集217頁 問7-60)

○4月に支給しては需要に対応できないため、3月に支給することができる(基準改定により新旧の基準に差が生じた場合は、差額を追給)

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

21

(2) 臨時的一般生活費(一時扶助)

○種類

被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費、その他

【就労活動促進費】

自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して、活動内容や頻度等を踏まえて支給するもの

・対象者：早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

局第7-2-(9)-ア(イ)に定められた要件を満たす者

・支給額：月額5,000円

・対象期間：原則6か月以内

※就労活動促進費を支給している者には、別に移送費(求職活動交通費)を支給することは原則認められない。

2 最低生活費の種類等(生活扶助)

22

(2) 臨時的一般生活費(一時扶助)

○種類

被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、就労活動促進費、その他

【その他】

- ア 配電設備費
- イ 水道、井戸又は下水道設備費
- ウ 液化石油ガス設備費
- エ 家財保管料
- オ 家財処分料
- カ 妊婦定期検診料
- キ 不動産鑑定費用等
- ク 除雪費

2 最低生活費の種類等(教育扶助)

23

対象者:小学校、特別支援学校の小学部
中学校、特別支援学校の中学部 等

※高校生は生業扶助にて対応

種類:①基準額

②教材代(実費支給)

③通学のための交通費(実費支給)

④校外活動参加費(実費支給)

⑤学習支援費(実費支給)

⑥学校給食費等(実費支給)

2 最低生活費の種類等(教育扶助)

24

①基準額

学用品等すべての学校・生徒において共通的・平均的に必要となる費用を定めたもの。

学級費、生徒会費、PTA会費等もこの範囲内で賄うべきものであるが、基準額の範囲内で賄いきれない場合は特別基準の設定が認められている(職権変更による全額認定可)

※保護開始月、変更月、停止月、廃止月においても全額計上

2 最低生活費の種類等(教育扶助)

25

②教材代

学校差、個人差の多い副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器が対象。(手帳335頁)

(学級の全児童が購入することとなっているもの)

※理科教材、図工教材、家庭科教材については基準額に含まれている。

※R3.4.1から、ICTを活用した教育にかかる通信費が含まれる。

2 最低生活費の種類等(教育扶助)

26

③通学のための交通費

身体的条件、地理的条件、交通事情により交通費を必要とする通学になる場合の交通費実費(通学自転車含む)

身体的条件:障害や疾病のため歩行困難な場合等

地理的条件:へき地、離島等交通機関を利用せざるを得ない場合

④校外活動参加費

小学校、中学校又は教育委員会が行う校外活動に児童、生徒が全員参加する場合の必要な最小限度の額

※修学旅行は文部科学省の実施する就学援助制度により支給されるため対象外

2 最低生活費の種類等(教育扶助)

27

⑤学習支援費

課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費

⑥学校給食費

保護者が負担すべき給食費の額

2 最低生活費の種類等(教育扶助)

28

【その他】

○教育扶助の取扱いにあたっての留意事項

- ・教育扶助は、本人(児童・生徒)、親権者等のほか学校長に対して交付することができることされている。

学校給食費、教材代で適用されていることが多い。

概算で支払いをした際は、必ず精算を行うこと。

※プライバシーの配慮について十分留意

- ・基準額については、数か月分一括交付することもできる。
- ・要保護児童生徒に対する就学援助、特別支援学校への就学奨励費等の制度も参考にする事。

課長通知第7の24

2 最低生活費の種類等(住宅扶助)

29

「住まいの確保」、「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内で支給

①家屋の家賃、間代、地代等

②住宅維持費

※当然のことながら、最低生活保障の趣旨から、家屋等の購入費の給付、改善、拡張、改造等を内容とする大修理を目的とするものではない。

2 最低生活費の種類等(住宅扶助)

30

①家屋の家賃、間代、地代等

月の中途で開始、変更、停止又は廃止の場合で日割り額を超えて家賃等が必要な時は1か月分の家賃等の範囲内で支給することができる。

○住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(政令・中核市以外)

	1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
2級地	37,000円	44,000円	48,100円	52,000円	58,000円
3級地	36,000円	43,000円	46,600円	50,000円	56,000円

○住宅扶助の限度額(政令・中核市)

	1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
名古屋市	37,000円	44,000円	48,000円	52,000円	58,000円
豊橋市	35,000円	42,000円	46,000円	49,000円	55,000円
岡崎市	37,000円	44,000円	48,000円	52,000円	57,000円
豊田市	37,400円	45,000円	48,600円	52,000円	58,300円
一宮市	37,000円	44,000円	48,100円	52,000円	58,000円

2 最低生活費の種類等(住宅扶助)

31

①家屋の家賃、間代、地代等

○敷金等

厚生労働大臣が都道府県、指定都市、中核市ごとに別に定めている特別基準額に3を乗じた額とされている。

→ただし、愛知県は厚労省との協議の結果、4を乗じた額まで認められている。(名古屋市は5を乗じた額)

※課長通知 第7の30に敷金を必要とする場合が列挙

2 最低生活費の種類等(住宅扶助)

32

②住宅維持費

- ・破損等により住居としての機能に障害が生じた場合の小規模補修費を保障するもの
 - ・ただし、賃貸家屋の修繕については、民法第606条の規定により賃貸人にその義務があるため、原則として支給対象外
 - ・転出にあたっての原状回復費用についても民法第606条の規定により賃貸人がその義務を負うこととされている。
- 特約により賃借人に費用が求められる場合も敷金で賄う。
敷金を支払っていない場合のみ住宅維持費として認定できる。
- ※問答集 問7-117

2 最低生活費の種類等(出産扶助)

33

支給範囲

- ①基準額(施設分娩と居宅分娩で異なる額)
- ②施設分娩の際の加算額(入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最小限度の額)
- ③衛生材料費
- ④特別基準(産科医療保障制度の掛金相当額(30,000円以内))

※異常分娩の場合は、保険医療の対象となるため、医療扶助を適用。

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

34

自営業の経営に必要な設備資金や運転資金の給付、技能習得の費用給付等により要保護者の稼働能力を助長することにより、自立を図ることを目的としている。

種類:

- ①生業費
- ②技能修得費
 - (1)技能修得費
 - (2)高等学校等就学費
- ③就職支度費

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

35

①生業費

生計の維持を目的とする小規模事業を営むために必要な設備資金、運転資金が対象

基準額の範囲内で必要最小限度の額

基準額によりがたい場合で、やむを得ない事情があるときは特別基準の設定あり

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

36

②技能修得費

(1)技能修得費

生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を
修得する経費が対象

期間は2年以内。

例：理容師資格、美容師資格取得のための修学など

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

37

②技能修得費

(2)高等学校等就学費

高校進学率の一般的な高まり、貧困再生産の防止の観点から、子どもを自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段であり、生活保護を受給する世帯についても自立を支援する観点から高等学校への就学費用について制度化された。

小・中学校の就学費用は教育扶助で支給されるが、高校就学費用は自立支援の観点から給付されるため、生業扶助によって行うこととされている。

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

38

②技能修得費

(2)高等学校等就学費

対象：高等学校(全日制、定時制、通信制)

中等教育学校の後期課程

高等専門学校

特別支援学校の高等部(別科を除く)

高等学校等での就学に準ずるものと認められる

専修学校及び各種学校

(就学年限3年以上、かつ普通教育を含む就業時数800時間以上(年))

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

39

②技能修得費

(2)高等学校等就学費

支給項目

①基本額

②教材代

③授業料

④入学料及び入学考査料

⑤通学のための交通費

⑥学習支援費

⑦その他(学級費、入学準備費用)

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

40

②技能修得費

(2)高等学校等就学費

①基本額

学用品費、通学用品費のほか社会見学等の教科
外活動費、芸術や体育で使用する教材費等も含む。

※保護開始月、変更月、停止月、廃止月においても全額計上

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

41

②技能修得費

(2)高等学校等就学費

②教材代

学校における正規の授業で使用され、授業を受ける全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器

※R3.4.1から、ICTを活用した教育にかかる通信費が含まれる。

(教育扶助と同じ)

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

42

②技能修得費

(2)高等学校等就学費

③授業料

限度額は都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額

※高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条各号に掲げるものに在学する場合を除く。

④入学料及び入学考査料

限度額は③と同様。市町村立高等学校の場合は、当該高等学校が所在する市町村の条例に定められた額以内の額
(問答集 問7—145)

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

43

②技能修得費

(2)高等学校等就学費

⑤通学のための交通費

通学に必要な最小限度の額

- ・定期券:最も経済的な経路及び方法を検討

購入実績確認

- ・自転車:防犯登録料、個人賠償責任保険料、修理代、駐輪場使用料も対象

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

44

②技能修得費

(2)高等学校等就学費

⑥学習支援費

基本的考え方は教育扶助の学習支援費と同様

⑦その他

- ・学級費:積算、内容は教育扶助の学級費と同様だが、他の生業扶助が「必要最小限度の額の計上」と規定し、職権による計上を認めていないことから、高等学校等就学費の学級費については必要額を挙証したうえで計上すること。
- ・入学準備費用:87,900円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定

2 最低生活費の種類等(生業扶助)

45

②技能修得費

(3)就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用が対象

※通勤費については、就労収入から必要経費控除をするのが通常であるが、初任給が支給されるまでの通勤費については、特別基準の設定があったものとして実費分の計上が可能。

2 最低生活費の種類等(葬祭扶助)

46

- ・葬祭扶助の基準額は、葬祭地の級地基準による
- ・単身の被保護者が死亡し、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないため、地区民生委員等が個人的に葬祭を行った場合は、法第18条第2項第1号に基づく葬祭扶助申請により葬祭扶助を適用する。

課長通知 第7の16

3 特別基準の設定

47

被保護者に特別の事由があって保護基準によりがたいときは、福祉事務所において所定の手続きにより、特別基準の設定ができる。

○必要性・妥当性が判断できる資料(計画書、見積書等)の提出をもとめ、福祉事務所による審査の上認定することができる。

○手帳P961の実施機関限りで設定できる特別基準一覧表を参照

ここに記載のないものは、県を通じて国への情報提供、協議が必要となる。